

(別紙)

1. 対象とするプレキャストコンクリート製品

(1) 表-1 に記載がある製品のうち、分割することなく車両（特殊車両含む）による現場搬入が可能であるものについては、積極的に採用すること。採用にあたっては、既に標準工法として使用されている製品と同様の扱いとし、当初設計段階で費用を計上すること。

なお、搬入の可否については、下記「2.プレキャスト製品の運搬に当たっての留意事項」を参考に十分検討すること。また、分割することなく運搬可能な規格の目安は、表-2 を参考とする。

表-1 対象製品

工種	製品名称	留意事項
ブロック積工	基礎ブロック	現場打ちと形状が異なる場合は、安定計算に留意する。
道路工	ガードレール基礎ブロック	
	L型擁壁	
ため池工	プレキャスト底樋管	関連製品を含む。
	階段ブロック	
水路工	L型水路	
	ボックスカルバート	

表-2 分割することなく運搬可能な規格の目安

	ボックスカルバート	L型擁壁
分割することなく 運搬可能な製品	幅 (B) 3m×高さ (H) 3m以下 上記に加え下記も可 B3.5m×H2.5m×L2.0m B4.0m×H2.5m×L1.5m B4.5m×H2.5m×L1.0m B5.0m×H2.5m×L1.0m	高さ (H) 5m ×底版長 (B) 3m以下
分割して運搬する 必要があるもの	上記以外	上記以外

(2) 表-1 に記載のない製品については、別途事業主管課と協議すること。

(3) ベンチフリューム等、すでに標準工法として使用されている製品については、上記によらず従来通りの扱いとする。

(4) 当初設計が現場打ちの工事においても、上記1.(1)に該当する場合は、受発注者間協議のうえ設計変更の対象とできる。

(5) 事業実施地区の状況及び現場条件等を考慮して、プレキャストコンクリート製品の導入が不適当な場合は対象外とする。

(例)

- ・現場条件等により現場打ちが明らかに有利である。
- ・特殊形状への対応。

2. プレキャスト製品の運搬に当たっての留意事項

(1) 輸送の可否を判断する留意事項

- ・重量制限や道路線形の確認など事前の輸送ルート調査の徹底。
- ・現場周辺の待機場所の有無などの情報の確認。
- ・関係機関、地元関係者と安全条件、騒音・振動などの環境条件等の調整。

(2) 輸送に当たっての留意事項

- ・道路法、道路交通法等、関係法令の遵守。
- ・輸送物に関する情報の確認。
- ・車上での輸送物の固定方法、養生方法の確認。
- ・製作や現場工程を考慮した特殊車両の申請手続きの実施（特殊車両通行許可申請等）

3. (参考) 特殊車両の目安

